

【重点分野－2】公的年金制度の見直しに向けた連合の考え方の補強について

はじめに

連合は社会保障審議会年金部会での議論にあたり、第26回中央執行委員会（2019.9.12）において「公的年金制度の見直しに向けた連合の考え方と当面の取り組みについて（その2）」を確認した。

その後、年金部会において新たな議題等の提起があったため、以下の通り、考え方の整理を行うものである。

I. 公的年金制度に対する連合の考え方

1. 60代前半の在職老齢年金（低在老）

＜年金部会における論点＞

- 60～64歳の在職老齢年金制度（低在老）の見直しの方向
 - ケース1：支給開始年齢引き上げまでの間（男性は2025年度まで、女性は2030年度まで）特別に支給している年金給付が対象であり、現行の基準のままとする。
 - ケース2：就労意欲への影響を考慮し、また、制度を分かりやすくするという観点から、高在老と同じ額に基準額を引き上げる。
- 60代前半の在職老齢年金（低在老）について、高齢者の就労、公的年金の再分配機能、年金財政への影響などを勘案した基準額の見直しを求める。

以上